

## 試薬に関連する法規制の動き（平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日）

ページ

1. <a href="#">化審法関連の改正</a>	1
2. <a href="#">安衛法関連の改正</a>	1
3. <a href="#">消防法関連の改正</a>	5
4. <a href="#">毒劇法関連の改正</a>	6
5. <a href="#">薬事法関連の改正</a>	6
6. <a href="#">水質汚濁防止法関連の改正</a>	7

### 【改正内容】

#### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

##### 1-1. 「第二種監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 1 号（平成 23 年 3 月 22 日付官報）により、「第二種監視化学物質」に指定された。

（通し番号 1123～1178/56 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/nikan20110322.pdf>]

##### 1-2. 「第三種監視化学物質」の指定

経済産業省・環境省告示第 1 号（平成 23 年 3 月 22 日付官報）により、「第三種監視化学物質」に指定された。（通し番号 292～321/30 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/sankan20110322.pdf>]

##### 1-3. 「届出不要物質」の公表

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 2 号（平成 23 年 3 月 22 日付官報）により、「化審法 第 2 条第 2 項各号又は第 3 項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第 5 項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質」（届出不要物質）が公表された。

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [[http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/ippan\\_todokede/todokedefuyou01.html](http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/ippan_todokede/todokedefuyou01.html)]

##### 1-4. 「優先評価化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 7 号（平成 23 年 4 月 1 日付官報）により、「優先評価化学物質」に指定された。（通し番号 1～88/88 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/yuusen20110401.pdf>]

#### 2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正

##### 2-1. 変異原性物質の追加

基発 1129 第 2 号 厚生労働省労働基準局長通達（平成 23 年 11 月 29 日付）により、次に示す物質は、強度の変異原性が認められるため、指針に基づく措置を講ずるよう周知された。

（安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-52/hor1-52-79-1-0.htm>]

(1) 変異原性が認められた届出物質 (32 物質)

- ① 4-クロロベンズアルデヒド オキシム
- ② 6-ブロモ-2-メトキシピリジン-3-アミン
- ③ 3-ヨードアゼチジン-1-カルボン酸=tert-ブチル
- ④ 3-アミノ-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリジン
- ⑤ 4,4' - (エタン-1,1-ジイル) ジフェノールと 1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの反応生成物
- ⑥ エトキシベンゼンと塩酸とホルムアルデヒドのクロロメチル (エトキシ)ベンゼンを主成分とする反応生成物
- ⑦ 4,4' -カルボニルジフタル酸=1,1' -二水素=2,2' -ジメチルと 4,4' -カルボニルジフタル酸=1,2' -二水素=1',2-ジメチルと 4,4' -カルボニルジフタル酸=2,2' -二水素=1,1' -ジメチルと 1,2-ジメチルイミダゾールと 3,3' - (1,1,3,3-テトラメチルジシロキサン-1,3-ジイル) ビス (プロピルアミン) と 1,1' -ビフェニル-2,3,3',4' -テトラカルボン酸=2,3' -二水素=3,4' -ジメチルと 1,1' -ビフェニル-2,3,3',4' -テトラカルボン酸=2,4' -二水素=3,3' -ジメチルと 1,1' -ビフェニル-2,3,3',4' -テトラカルボン酸=3,3' -二水素=2,4' -ジメチルと 1,1' -ビフェニル-2,3,3',4' -テトラカルボン酸=3,4' -二水素=2,3' -ジメチルと 1,4-フェニレンジアミンの混合物
- ⑧ 2- (クロロメチル) ベンズアルデヒド
- ⑨ 1,1' - {[3,5-ジヒドロキシ-1,2 (又は 1,4 又は 2,4 又は 2,6) -フェニレン] ビス (ジアゼンジイル-3,1-フェニレンジアゼンジイル {1- [3- (ジメチルアミノ) プロピル] -6-ヒドロキシ-4-メチル-2-オキソ-1,2-ジヒドロピリジン-5,3-ジイル})} ビス (ピリジン-1-イウム) =ジクロリドと 1- {1- [3- (ジメチルアミノ) プロピル] -5- [3- (2,4 (又は 2,6 又は 3,5) -ジヒドロキシフェニルジアゼニル) フェニルジアゼニル] -6-ヒドロキシ-4-メチル-2-オキソ-1,2-ジヒドロピリジン-3-イル} ピリジン-1-イウム=クロリドの混合物
- ⑩ 2,2' -ビス (ブチルスルホニルオキシイミノ) -2,2' - (ベンゼン-1,3-ジイル) ビス (アセトニトリル)
- ⑪ 1- (4-ヒドロキシフェニル) プロパ-2-エン-1-オン
- ⑫ 2- {[4- (ビニルオキシ) ブトキシ] メチル} オキシラン
- ⑬ 6-メチルヘプタ-4,6-ジエン-2-オン
- ⑭ 4-メチルベンゼンスルホン酸=3- (メチルスルファニル) プロピル
- ⑮ リチウム=ビス (トリメチルシリル) アミド
- ⑯ 4,4' -カルボニルジフタル酸=1,1' -二水素=2,2' -ジメチルと 4,4' -カルボニルジフタル酸=1,2' -二水素=1',2-ジメチルと 4,4' -カルボニルジフタル酸=2,2' -二水素=1,1' -ジメチルと 1,2-ジメチルイミダゾールと 3,3' - (1,1,3,3-テトラメチルジシロキサン-1,3-ジイル) ビス (プロピルアミン) と 1,1' -ビフェニル-2,3,3',4' -テトラカルボン酸=2,3' -二水素=3,4' -ジメチルと 1,1' -ビフェニル-2,3,3',4' -テトラカルボン酸=2,4' -二水素=3,3' -ジメチルと 1,1' -ビフェニル-2,3,3',4' -テトラカルボン酸=3,3' -二水素=2,4' -ジメチルと 1,1' -ビフェニル-2,3,3',4' -テトラカルボン酸=3,4' -二水素=2,3' -ジメチルと 1,4-フェニレンジアミンの混合物
- ⑰ 1-クロロ-2,3-エポキシプロパンとシクロヘキサン-1,4-ジメタノールの反応生成物
- ⑱ 1,4-ビス (アリルオキシメチル) シクロヘキサンの過酸化水素によるエポキシ化反応生成物 (混合物)
- ⑲ 1-フルオロ-2-オキソシクロペンタンカルボン酸エチル
- ⑳ 4-フルオロ-2-メトキシ-1-ニトロベンゼン
- ㉑ 2-[N-ベンジル-N- ((2R) -2-クロロプロピル) アミノ]酢酸=tert-ブチル
- ㉒ (3' -アミノアセトアニリドと 2-クロロ酢酸エチルと 2-クロロ酢酸メチルの反応生成物) と 2-クロロ-4-ニトロアニリンの反応生成物
- ㉓ 1- (イソプロピルスルファニル) -2-ニトロベンゼン
- ㉔ 4- [3-シアノ-1- (2-エチルヘキシル) -6-ヒドロキシ-4-メチル-2-オキソ-1,2-ジヒドロピリジン-5-イルジアゼニル] -2-メチルベンゼンスルホン酸ナトリウムと二塩化スルフィニルの反応生成物

- ②⑤ (RS)-1- (シクロプロパンスルホンイミドイル) -4-ニトロベンゼン
  - ②⑥ 1- (シクロプロピルスルファニル) -4-ニトロベンゼン
  - ②⑦ N- [シクロプロピル (4-ニトロフェニル) -λ4-スルファニリデン] -2, 2, 2-トリフルオロアセトアミド
  - ②⑧ 1, 1' -スルホニルビス [3, 5-ジブromo-4- (2, 3-ジブromoプロポキシ) ベンゼン] を主成分とする 4, 4' -スルホニルジフェノールと 3-ハロゲンプロパ-1-エンを原料とする臭素化反応生成物
  - ②⑨ 6- (2-ニトロフェノキシ) -1H, 3H-ベンゾ [de] イソクロメン-1, 3-ジオン
  - ③⑩ ビス (3-クロロプロパン酸) =3, 3' - [(2, 2-ビス{ [3- (3-クロロプロパノイルオキシ) -1, 1, 2, 2-テトラフルオロプロポキシ] ジフルオロメチル} -1, 1, 3, 3-テトラフルオロプロパン-1, 3-ジイル) ジオキシ] ビス (2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピル)
  - ③⑪ 4' - (ブromoメチル) -3' -フルオロビフェニル-2-カルボニトリル
  - ③⑫ 2- [(2-メトキシフェノキシ) メチル] オキシラン
- (2) 変異原性が認められた既存化学物質 (1 物質)
- ① 3- [o- [2-(m-メトキシフェニル)エチル] フェノキシ] -1, 2-エポキシプロパン

## 2-2. 「新規化学物質」の名称の公表

- (1) 厚生労働省告示第 76 号 (平成 23 年 3 月 25 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。  
(通し番号 19513~19810/298 件)  
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-110-1-0.htm>])
- (2) 厚生労働省告示第 201 号 (平成 23 年 6 月 27 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。  
(通し番号 19811~20106/296 件)  
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-111-1-0.htm>])
- (3) 厚生労働省告示第 357 号 (平成 23 年 9 月 27 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。  
(通し番号 20107~20422/316 件)  
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-114-1-0.htm>])
- (4) 厚生労働省告示第 477 号 (平成 23 年 12 月 27 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。  
(通し番号 20423~20733/311 件)  
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-116-1-0.htm>])

## 2-3. 名称等を表示しなければならない物の追加等について

政令第 4 号 (平成 23 年 1 月 14 日付官報) により、以下の改正が行われた。(施行日：平成 23 年 4 月 1 日)

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-106-1-0.htm>])

- (1) 次の物質が労働安全衛生法第 57 条第 1 項の規定に基づき「名称等を表示すべき危険物及び有害物」に追加された。
- ① 酸化プロピレン
  - ② 1,4-ジクロロ-2-ブテン
  - ③ 1,1-ジメチルヒドラジン
  - ④ 1,3-プロパンスルトン

- (2) 次の物質が特定化学物質の第2類物質に追加された。
  - ① 酸化プロピレン
  - ② 1,1-ジメチルヒドラジン
- (3) 健康診断を行うべき有害な業務として、次の物質を製造し、又は取り扱う業務が追加された。
  - ① 酸化プロピレン
  - ② 1,1-ジメチルヒドラジン
- (4) 都道府県労働局長が健康管理手帳を交付する対象として次の業務が追加された。
  - ① 無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉砕をする業務

#### 2-4. 労働安全衛生規則の改正

厚生労働省令第5号（平成23年1月14日付官報）により、以下の改正が行われた。（施行日：平成23年4月1日）

（安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-202-1-0.htm>]

- (1) 譲渡又は提供時に名称等を表示すべき危険物及び有害物として、以下の物が追加された。
  - ① 酸化プロピレンを0.1%以上含有する製剤その他の物
  - ② 1,4-ジクロロ-2-ブテンを0.1%以上含有する製剤その他の物
  - ③ 1,1-ジメチルヒドラジンを0.1%以上含有する製剤その他の物
  - ④ 1,3-プロパンスルトンを0.1%以上含有する製剤その他の物
- (2) 法第88条（計画の届出等）の規定に基づく届出義務がある機械等に次の設備が追加された。
  - ① 1,3-プロパンスルトン及び1,3-プロパンスルトンをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備

#### 2-5. 「労働者の健康障害を防止するための指針」の公表

厚生労働省告示第421号（平成23年10月28日付官報）により、次の物質が労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく「労働者の健康障害を防止するための指針」を公表する化学物質に追加された。

（安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-8/hor1-8-36-1-0.htm>]

- ① 塩化アリル
- ② オルト-フェニレンジアミン及びその塩
- ③ 1-クロロ-2-ニトロベンゼン
- ④ 2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン
- ⑤ 1,2-ジクロロプロパン
- ⑥ ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル
- ⑦ パラ-ニトロアニソール
- ⑧ 1-ブロモ-3-クロロプロパン

#### 2-6. 「有害物ばく露作業報告」対象物質の見直し

- (1) 厚生労働省告示第484号（平成23年12月28日付官報）により、「有害物ばく露作業報告」（労働安全衛生規則第95条の6）の対象物質が下表の15物質（右欄の含有量を除く）に見直された。（適用日：平成24年1月1日）

事業者は、平成 24 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量（当該対象物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される当該対象物の量を含む。）が 500 kg 以上になる場合は、平成 25 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までに有害物ばく露作業報告を行わなければならない。

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/zenzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-215-1-0.htm>])

コード	物	含有量（重量パーセント）
137	アクリル酸メチル	0.1 パーセント未満
138	アセチルサリチル酸(別名アスピリン)	0.1 パーセント未満
139	イソシアン酸メチル	0.1 パーセント未満
140	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	0.1 パーセント未満
141	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	0.1 パーセント未満
142	塩化ホスホリル	1 パーセント未満
143	クロロエタン（別名塩化エチル）	0.1 パーセント未満
144	二クロロフェノール	0.1 パーセント未満
145	酢酸イソプロピル	1 パーセント未満
146	臭素	1 パーセント未満
147	二硝酸プロピレン	1 パーセント未満
148	ピリジン	0.1 パーセント未満
149	フルオロ酢酸ナトリウム	1 パーセント未満
150	メタクリル酸	1 パーセント未満
151	メタクリル酸メチル	0.1 パーセント未満

### 3. 消防法関連の改正

#### 3-1. 危険物第 1 類の追加

政令第 405 号（平成 23 年 12 月 21 日付官報）により、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」が危険物第 1 類（酸化性固体）のその他政令で定めるものに追加された。（施行日：平成 24 年 7 月 1 日）

（総務省消防庁ホームページ参照 [[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h23/2312/231221\\_1houdou/01\\_405.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h23/2312/231221_1houdou/01_405.pdf)])

#### 3-2. 危険物の規制に関する政令の一部改正

総務省令第 166 号（平成 23 年 12 月 21 日付官報）により、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量に「オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤」及び「1-ブロモ-3-クロロプロパン及びこれを含有する製剤」が追加された。

（施行日：平成 24 年 7 月 1 日）

（総務省消防庁ホームページ参照 [[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h23/2312/231221\\_1houdou/01\\_166.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h23/2312/231221_1houdou/01_166.pdf)])

#### 4. 毒物及び劇物取締法（毒劇法）関連の改正

政令第317号（平成23年10月14日付官報）により、次の物質が毒物／劇物に指定、または劇物から除外された。

（国立医薬品食品衛生研究所ホームページ参照 [<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H231014/20111014tsuuti.pdf>]

- (1) 毒物に指定（施行日：平成23年10月25日）（猶予期間：平成24年1月31日）
  - ① 3-クロロ-1,2-プロパンジオール及びこれを含有する製剤
  - ② 1-（4-フルオロフェニル）プロパン-2-アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- (2) 劇物に指定（施行日：平成23年10月25日）（猶予期間：平成24年1月31日）
  - ① 5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- (3) 劇物から除外（施行日：平成23年10月14日）
  - ① 3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン） 6%以下を含有する製剤
  - ② シクロヘキシリデン-o-トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
  - ③ ノナ-2,6-ジエンニトリル及びこれを含有する製剤
  - ④ (2Z) -2-フェニル-2-ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤
  - ⑤ (Z) -2- [2-フルオロ-5-（トリフルオロメチル）フェニルチオ] -2- [3-（2-メトキシフェニル）-1,3-チアゾリジン-2-イリデン] アセトニトリル（別名フルチアニル）及びこれを含有する製剤
  - ⑥ 2- [2-（プロピルスルホニルオキシイミノ）チオフエン-3（2H）-イリデン] -2-（2-メチルフェニル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤
  - ⑦ 2-メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤
  - ⑧ 2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N- [N-（2-エトキシカルボニルエチル）-N-イソプロピルスルフェナモイル] -N-メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ） 6%以下を含有する製剤

#### 5. 薬事法関連の改正

##### 5-1. 指定薬物に指定

(1) 厚生労働省令第50号（平成23年4月14日付官報）（薬食発0414第1号）により、次の9物質が「指定薬物」に指定された。

（施行日：平成23年5月14日）

（厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/23.html>]

- ① 1-（4-イソプロピルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル）プロパン-2-アミン及びその塩類
- ② N-エチル-N- [2-（5-メトキシ-1H-インドール-3-イル）エチル] プロパン-1-アミン及びその塩類
- ③ 1-（3-フルオロフェニル）-2-（メチルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類
- ④（4-メチルナフタレン-1-イル）（1-ペンチル-1H-インドール-3-イル）メタノン及びその塩類
- ⑤ 2-（2-メチルフェニル）-1-（1-ペンチル-1H-インドール-3-イル）エタン-1-オン及びその塩類
- ⑥（2-メチル-1-プロピル-1H-インドール-3-イル）（ナフタレン-1-イル）メタノン及びその塩類
- ⑦ 1-（4-メトキシナフタレン-1-イル）（1-ペンチル-1H-インドール-3-イル）メタノン及びその塩類
- ⑧ 1-（4-メトキシフェニル）-2-（メチルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類
- ⑨ [1-（2-モルフォリノエチル）-1H-インドール-3-イル]（ナフタレン-1-イル）メタノン及びその塩類

(2) 厚生労働省令第115号(平成23年9月20日付官報)(薬食発0920第1号)により、次の9物質が「指定薬物」に指定された。  
(施行日:平成23年10月20日)

(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/23.html>])

- ① 2-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
- ② (4-エチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ③ 2-(2-クロロフェニル)-1-(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)エタノン及びその塩類
- ④ 1-(ナフタレン-2-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ⑤ 1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類
- ⑥ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑦ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](2-ヨードフェニル)メタノン及びその塩類
- ⑧ (1-ヘキシル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑨ (4-メトキシフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類

## 6. 水質汚濁防止法関連の改正

法律第31号(平成22年5月10日付官報)による水質汚濁防止法の改正により、指定物質を製造する施設を設置する工場等の設置者は、事故により指定物質を含む水が排出された場合等に、応急の措置と都道府県知事への届出が義務化された。

(環境省ホームページ参照 [<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12205>])

その指定物質として、政令第22号(平成23年3月16日付官報)により、次の52物質が「指定物質」に定められた。(施行日:平成23年4月1日)

(環境省ホームページ参照 [<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13589>])

### 【水質汚濁防止法 指定物質】

- ① ホルムアルデヒド
- ② ヒドラジン
- ③ ヒドロキシルアミン
- ④ 過酸化水素
- ⑤ 塩化水素
- ⑥ 水酸化ナトリウム
- ⑦ アクリロニトリル
- ⑧ 水酸化カリウム
- ⑨ 塩化ビニルモノマー
- ⑩ アクリルアミド
- ⑪ アクリル酸
- ⑫ 次亜塩素酸ナトリウム
- ⑬ 二硫化炭素
- ⑭ 酢酸エチル
- ⑮ メチル-ターシヤリ-ブチルエーテル(別名MTBE)
- ⑯ トランス-1,2-ジクロロエチレン
- ⑰ 硫酸
- ⑱ ホスゲン
- ⑲ 1,2-ジクロロプロパン



- ⑳ クロルスルホン酸
- ㉑ 塩化チオニル
- ㉒ クロロホルム
- ㉓ 硫酸ジメチル
- ㉔ クロルピクリン
- ㉕ りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)
- ㉖ ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)
- ㉗ 1, 4-ジオキサン
- ㉘ トルエン
- ㉙ エピクロロヒドリン
- ㉚ スチレン
- ㉛ キシレン
- ㉜ パラ-ジクロロベンゼン
- ㉝ N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
- ㉞ 3, 5-ジクロロ-N- (1, 1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)
- ㉟ テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)
- ㊱ チオりん酸O・O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)
- ㊲ チオりん酸S-ベンジル-O・O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)
- ㊳ 1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
- ㊴ チオりん酸O・O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
- ㊵ チオりん酸O・O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)
- ㊶ 4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
- ㊷ チオりん酸O・O-ジエチル-O- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
- ㊸ フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
- ㊹ エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [ [メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
- ㊺ 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
- ㊻ 臭素
- ㊼ アルミニウム及びその化合物
- ㊽ ニッケル及びその化合物
- ㊾ モリブデン及びその化合物
- ㊿ アンチモン及びその化合物
- ㉑ 塩素酸及びその塩
- ㉒ 臭素酸及びその塩